



3月1日現在の天王町
 本籍数 3,879
 本籍人口 13,826
 世帯数 2,582
 住民登録人口 12,895
 内 男女
 男 6,465
 女 6,430

うんのてん報

第1号 昭和39年4月1日発行

発行所
 秋田県天王町役場
 (天王局1番42番)
 編集
 天王町役場総務課
 印刷
 一日市印刷所



菓立ち

新年度に当って

天王町長 二田是儀

町の発展を図るには経済力の確保と伸張が必要であります。

本町産業の主体をなすものは農業であり、稲作の健全な増産を確保するには防除対策と栽培技術の指導が大切です。このため各関係機関との協議体を組織し育成指導に当らせたいと思つています。

畑作で本町は県内では果樹及び蔬菜の主産地であり先進地であるので、特に蔬菜の促成栽培と果樹の適地主義を推進するため今後も助成していきます。

畜産については昨年豚コレラの大発生を見たが今年に相当の費用を計上して予防の徹底を図りたい。養鶏も年々盛んになつているのでこれを育成するためヒナの導入に対し助成していきます。

青年の農業に対する理解と技術の向上を図るため公民館の事業として公民館主事を増員しこれに努めさせます。

教育行政は町の発展の基盤になるものでありその施設の充実に尚一層努めます。

今年はお出戸に幼稚園を設置します。

追分地区の中学生の秋田市への委託は難航しているが今後も交渉に努め地域住民の便宜を図ります。道路については現在相当いたんでいるがバス路線を重点にその保全に努めます。

八郎潟干拓は本町に重大な関係があり特に船越水道のシヨートカ

ットと現在の河口の問題、漁業補償の問題、又南部干拓実験田貸料の問題等があるがよく議会等と相談して町の発展のため万全の措置をとるつもりです。

新産業都市については昨年指定にもれたが近い将来秋田湾臨海工業地帯は吾国日本海沿岸の最も優位なる工業地帯としての姿をみることは予想されることであり必ず実現するという信念をもつて追加指定に進んでいくつもりです。

老人クラブは町の発展に尽し且貴重な意見をもっている人の集りです。ので今後とも助成していきま生活困窮者は民生委員会等と相談してもれなく保護を受けられるようにしたい。

環境衛生についてはさし当つてゴミの捨場を指定しこれを町で処理する考へです。

消防については常に万全の措置を必要とするので相当の予算を計上して行きます。

納税は現在非常に成績が悪いので係員を督励しその向上に努めると共に納税組合の育成にも努めたいと思つています。

発行にあたって

今までの公民館報「広報天王」にかわり新たに新年度より町報「うんのてん」を発行いたしますことになりました。

よりよく町政を知つていただくよう編集に努めたいと念願いたしておきますので広報についてお気付きの点や御要望が御座りましたらどしどし御意見をお寄せ下さい。

町議会のページ

二月二十六日臨時町議会が招集され提出された議案及び審議の結果は次のとおりです。

議案第四号 昭和三十七年度天王町一般会計才入才出決算認定について

議案第五号 昭和三十七年度天王町幼稚園特別会計才入才出決算認定について

議案第六号 昭和三十七年度天王町保育所特別会計才入才出決算認定について

議案第七号 昭和三十七年度天王町失業対策事業特別会計才入才出決算認定について

議案第八号 昭和三十七年度天王町簡易水道事業特別会計才入才出決算認定について

議案第九号 昭和三十七年度天王

町国民健康保険事業特別会計才入才出決算認定について

以上の中第五、七、八号は認定第四号は町税収入未済額に誤りがあり不認定、第六号は前年度繰越金に疑義があり不認定、第九号は保険税未済額に誤りがあり不認定とそれぞれ議決、三月二日閉会した。

又、三月定例町議会は三月十二日招集され提出された議案及び審議の結果は次のとおりです。

議案第十号 天王町一般会計特別会計(保育所、国民健康保険)才入才出決算金額の異動発生について(昭和三十七年度)

一般会計の町税収入未済額を二、八四〇円調定減額

保育所特別会計は誤りなし。

議案第十六号 昭和三十八年度天

国民健康保険特別会計は保険税未済額を三、九五〇円の調定増額をした。 原案可決

議案第十一号 昭和三十七年度天王町一般会計才入才出決算の再認定について

議案第十二号 昭和三十七年度天王町保育所特別会計才入才出決算の再認定について

議案第十三号 昭和三十七年度天王町国民健康保険事業特別会計才入才出決算の再認定について

以上三案とも原案認定

議案第十四号 食肉センターの出資について

株式会社秋田畜産公社に金拾六万円を出資するもの原案可決

議案第十五号 寄附採納額 昭和三十八年度天王中学校図書充実に充てるため天王中学校PTA会長より金十萬円の寄附の申し入れがあつたもの

原案可決

天王町一般会計才入才出追加更正予算について

約二百五十四萬円の追加で主たるものは役場設計委託料農業増産奨励費及び振興費、出資金(電話公債、食肉センター、農業近代化資金)負担金(区画整理等)等で才出累計額は約八千五百式拾万円となりました。

原案可決

議案第十七号 昭和三十八年度天王町国民健康保険事業認定才入才出追加更正予算について

追加額約百七十七萬円で療養給付費への追加です。累計予算額は約二千二百七十九萬となりました。

原案可決

議案第十八号 天王町立学校設置等例制定について

これは町立の学校の名称と位置等を定めたもので現況に出戸幼稚園が加へられ、小学校四校中学校一校、幼稚園二校となつている。

原案可決

に關する条例の一部改正について

給料月額を町長五萬五千元を八千円に、助役三萬六千五百円を四萬五千元に、収入役三萬四千三百円を四萬円にそれぞれ改めたものです。

原案可決

議案第二十一号 天王町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に關する条例の一部改正について

旅費については監査委員は議會議員と同額、他の委員等は一般職の職員と同額(但し日当は四百円)に

報酬は監査委員月額七百円、農業委員会の会長月額二千円、職務代理人月額千七百円、委員長月額千五百円、教育委員会の委員長月額二千円、職務代理人月額千七百円、委員月額千五百円、選挙管理委員会の委員長月額八百円、委員月額六百五十拾円、国民健康保険運営協議会委員月額五百円、固定資産評価審査委員会委員月額二千六百円、国民年協力委員月額二千円、幼稚園長月額五千円、連絡囑託員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、青年学級講師は町長の定める額にそれぞれ改正したものです。

原案可決

議案第二十二号 天王町職員定数条例の一部改正について

町長の一般補助職員三十七人を四十人に消防職員四人を五人(内一人兼務)に、教育委員会の教育機関の職員十三人を十五



原案可決

(三面へ続く)

昭和39年度天王町簡易水道特別会計予算書

款	項	金額 (単位千円)	款	項	金額 (単位千円)
歳入			歳出		
1 水道料金		2,081	1 水道費		1,565
	1 水道料金	2,081		1 職員費	820
2 分担金及び負担金		428		2 維持管理費	549
	1 分担金及び負担金	428		3 給水装置直営工事費	190
3 雑収入		2	2 公債費		2,060
	1 雑収入	2		1 元利償還金	2,059
4 繰越出		1		2 一時借入金利息	1
	1 繰越金	1	3 諸支出金		180
5 繰入金		1,323		1 雑支金	180
	1 一般会計繰入金	1,323	4 予備費		30
				1 予備費	30
歳入合計		3,835	歳出合計		3,835

昭和39年度天王町国民健康保険特別会計予算書

款	項	金額 (単位千円)	款	項	金額 (単位千円)
歳入			歳出		
1 国民健康保険税		9,060	1 総務費		1,864
	1 国民健康保険税	9,060		1 総務管理費	925
2 使用料及び手数料		40		2 徴税費	853
	1 手数料	40		3 運営協議会費	86
3 国庫支出金		13,759	2 保険給付費		21,593
	1 国庫負担金	9,709		1 療養諸費	21,153
	2 国庫補助金	4,050		2 助産諸費	300
4 繰越金		1,940		3 葬祭諸費	140
	1 繰越金	1,940	3 保健施設費		867
5 諸収入		157		1 保健施設費	867
	1 延滞金及び過料	150	4 公債費		1
	2 預金利息	6		1 一般公債費	1
	3 雑収入	1	5 諸支出金		150
				1 諸費	150
歳入合計		24,956	6 予備費		481
			歳出合計		24,959

昭和39年度天王町一般会計予算書

款	項	金額 (単位千円)	款	項	金額 (単位千円)
歳入				7 防災会議費	81
1 町 税		31,472	3 民生費		4,933
	1 町民税	7,932		1 社会福祉費	1,705
	2 固定資産税	15,846		2 児童福祉費	2,067
	3 軽自動車税	669		3 生活保護費	153
	4 町たばこ消費税	4,488		4 国民年金事務費	1,007
	5 電気ガス税	2,536		5 災害救助費	1
	6 回法による税	1	4 衛生費		3,313
2 地方交付税		43,000		1 保健衛生費	1,893
	1 地方交付税	43,000		2 清掃費	97
3 使用料及び手数料		3,474		3 上水道費	1,325
	1 使用料	2,961	5 労働費		7,967
	2 手数料	513		1 失業対策費	7,911
4 国庫支出金		5,475		2 労働諸費	56
	1 国庫負担金	3,925	6 農林水産業費		8,096
	2 国庫補助金	1,062		1 農業費	7,918
	3 国委託金	488		2 水産業費	178
5 県支出金		1,542	7 商工費		355
	1 県負担金	235		1 商工費	355
	2 県補助金	918	8 土木費		4,028
	3 県委託金	389		1 土木管理費	248
6 財産収入		37		2 道路橋梁費	3,182
	1 財産運用収入	37		3 都市計画費	95
7 寄附金		100		4 住宅費	503
	1 寄附金	100	9 消防費		5,072
8 繰越金		1,000		1 消防費	5,072
	1 繰越金	1,000	10 教育費		22,726
9 諸収入		1,090		1 教育総務費	4,085
	1 延滞金加算金及び過料	602		2 天王小学校費	3,752
	2 町預金利子	100		3 出戸小学校費	1,867
	3 雑収入	388		4 東湖小学校費	2,192
歳入合金		87,190		5 追分小学校費	1,679
歳出				6 天王中学校費	4,219
1 議会費		5,818		7 天王幼稚園費	1,306
	1 議会費	5,818		8 出戸幼稚園費	451
2 総務費		18,991		9 学級給食費	1,494
	1 総務管理費	10,293		10 社会教育費	1,603
	2 徴税費	4,696		11 保健体育費	108
	3 戸籍住民登録費	2,508	11 公債費		5,391
	4 選挙費	584		1 公債費	5,391
	5 統計調査費	716	12 予備費		500
	6 監査委員費	113		1 予備費	500
			歳出合計		87,190

歳 出

款	項	金額(単位円)	款	項	金額(単位円)
1 役 場 費		1,894,777	4 公 債 費		—
	1 役 場 費	1,792,074	5 諸 支 出 金		465,563
	2 会 議 費	102,703		1 諸 費	150,000
2 保 險 給 付 費		14,469,745		2 負 担 金	74,926
	1 療 養 給 付 費	14,165,745		3 徴 税 費	55,861
	2 助 産 費	200,000		4 納 税 奨 励 費	184,119
	3 葬 祭 費	104,000		5 診 療 報 酬 立 替 払 手 数 料	657
3 保 險 施 設 費		643,964	歳 出 合 計		17,474,049
	1 保 險 施 設 費	643,964	歳入歳出差引残額 2,733,487円を翌年度へ繰越		

款	項	金額(単位円)	款	項	金額(単位円)
3 雑 収 入		5,455	6 国庫支出金		4,500,000
	1 雑 収 入	5,455		1 国庫補助金	4,500,000
4 繰 越 金		140,834	7 町 債		12,900,000
	1 前年度繰越金	140,834		1 町 債	12,900,000
5 繰 入 金		3,407,997			
	1 繰 入 金	3,407,997	才 入 合 計		23,168,004

歳 出

1 水 道 費		22,648,871	3 予 備 費		—
	1 職 員 費	457,092	4 公 債 費		253,320
	2 維持管理費	486,447		1 利 子	253,320
	3 施 設 費	21,678,632			
	4 負 担 金	26,700	歳 出 合 計		22,902,191
2 積 立 金		—	歳入歳出差引残額 265,813円を翌年度へ繰越		

昭和37年度天王町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算

歳 入

1 国民健康保険税		5,378,230	4 雑 収 入		311,833
	1 保 健 税	5,378,230		1 延 滞 金	119,020
2 手 数 料		44,400		2 利 子	172,813
	1 手 数 料	44,400		3 繰 替 金 戻 入	—
3 国庫支出金		9,459,652		4 雑 入	20,000
	1 国庫負担金	7,480,744	5 繰 越 金		5,013,421
	2 国庫補助金	70,908		1 前年度繰越金	5,013,421
	3 調整交付金	1,908,000	才 入 合 計		20,207,536

款	項	金額(単価円)	款	項	金額(単価円)
3	繰入金	784,508		1 繰越金	69,669
	1 繰入金	784,508	6	雑収入	900
4	負担金	322,480		1 雑収入	900
	1 負担金	322,480			
5	繰越金	69,669		歳入合計	1,906,285
歳出					
1	保育費	1,779,139		歳出合計	1,779,139
	1 保育費	1,779,139	歳入歳出差引残額 127,146円を翌年度へ繰越		

昭和37年度天王町失業対策事業特別会計歳入歳出決算

歳入

1	国庫補助金	1,821,785	4	県補助金	48,882
	1 失業対策事業費	1,821,785		1 県補助金	48,882
2	繰入金	2,687,622	5	前年度繰越金	62,338
	1 繰入金	2,987,622		1 前年度繰越金	62,338
3	雑収入	34,814		歳入合計	4,715,441

歳出

1	失業対策事業費	4,685,212		歳出合計	4,685,212
	1 失業対策事業費	4,685,212	歳入歳出差引残額 30,229円翌年度へ繰越		

昭和37年度天王町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

歳入

1	使用料	766,235	2	分担金及び金	1,447,483
	1 使用料	766,235		1 分担金及び金	1,447,483

款	項	金額(単位円)	款	項	金額(単位円)
	3 海区漁業調査委員選挙費	41,182		3 繰出金	7,340,283
	4 知事県議会議員選挙費	36,500		4 負担金補助金及び交付金	2,627,006
	5 町議会議員選挙費	181,841		5 監査委員費	29,078
12 公債費		4,709,924		6 秋田湾臨海工業都市建設促進費	18,420
	1 元利償還金	4,123,455		7 過年度支出	18,160
	2 利子	586,469		8 諸費	607,500
13 諸支出金		11,497,987	歳出合計		85,634,344
	1 徴税費	857,540	歳入歳出差引額 5,227,094円翌年度へ繰越		
	2 繰替金	—			

昭和37年度天王町幼稚園特別会計歳入歳出決算

歳入

1 保育料		356,000	3 雑収入		29,498
	1 保育料	356,000		1 雑収入	29,498
2 繰入金		460,156	歳入合計		845,654
	1 繰入金	460,156			
歳出					
1 幼稚園費		814,056	歳出合計		814,056
	1 幼稚園費	814,056	歳入歳出差引残額 31,598円翌年度へ繰越		

昭和37年度天王町保育所特別会計歳入歳出決算

歳入

1 国庫支出金		635,539	2 県支出金		93,189
	1 国庫支出金	635,539		1 県支出金	93,188

款	項	金額(単位円)	款	項	金額(単位円)
	1 教育委員会費	2,832,693	8 産業経済費		3,677,575
	2 天王小学校費	4,981,490		1 農業委員会費	1,825,713
	3 出戸小学校費	1,269,140		2 農業費	564,585
	4 東湖小学校費	1,785,066		3 産業振興費	1,239,190
	5 追分小学校費	1,468,316		4 農山漁村建設総合対策協議会費	7,000
	6 天王中学校費	3,446,622		5 農林開発調査費	3,840
	7 社会教育費	897,017		6 家畜保健費	37,247
	7 建築費	19,816,210	9 財産費		772,443
6 社会及び労働施設費		919,058		1 財産管理費	428,593
	1 民生委員会費	254,103		2 財産造成費	343,850
	2 児童福祉費	90,788	10 統計調査費		189,665
	3 災害救助対策費	—		1 農家調査費	80,802
	4 観光費	94,993		2 工業統計調査費	6,240
	5 労働費	42,060		3 商業統計調査費	12,230
	6 町営住宅費	115,460		4 就業構造基本調査費	8,330
	7 国民年金費	321,654		5 教育統計調査費	3,238
7 保健衛生費		1,288,894		6 人口動態調査費	7,260
	1 伝染病予防費	519,544		7 住民登録実態調査費	47,000
	2 予防接種費	232,082		8 果樹基本調査費	23,565
	3 環境衛生費	165,520		9 中小企業総合基本調査費	1,000
	4 結核予防費	314,848	11 選挙費		913,214
	5 母子保護費	19,400		1 選挙管理委員会費	446,143
	6 家族計画普及費	37,500		2 参議院議員選挙費	207,547

昭和37年度天王町一般会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	金額(単位円)	款	項	金額(単位円)
1 町 税		23,916,143		1 県 補 助 金	1,101,712
	1 普 通 税	23,913,483		2 県 委 託 金	324,161
	2 旧法による税	2,660	7 繰 越 金		9,194,626
2 地方交付税		37,945,000		1 前年度繰越金	9,194,626
	1 地方交付税	37,945,000	8 雑 収 入		2,269,826
3 公 営 企 業 及 び 財 産 収 入		44,444		1 弁 償 金	18,900
	1 財 産 収 入	44,444		2 物 品 売 払 代 金	50,000
4 使 用 料 及 び 手 数 料		2,145,355		3 繰 替 金 戻 入	—
	1 使 用 料	1,616,655		4 雑 入	2,200,926
	2 手 数 料	528,700	9 町 債		6,800,000
5 国庫支出金		6,820,171		1 町 債	6,800,000
	1 国庫補助金	6,727,171	10 寄 附 金		300,000
	2 国庫委託金	93,000		1 寄 附 金	300,000
6 県 支 出 金		1,425,873		才 入 合 計	90,861,438
歳 出					
1 議 会 費		3,934,061		4 諸 費	362,290
	1 町 議 会 費	3,934,061	3 消 防 費		4,712,981
2 役 場 費		14,578,549		1 消 防 費	4,712,981
	1 役 場 職 員 費	13,816,211	4 土 木 費		1,943,439
	2 固 定 資 産 評 価 審 議 委 員 会 費	174,057		1 道 路 橋 梁 費	1,943,439
	3 営 繕 費	225,991	5 教 育 費		36,496,554

39年度春季無火災県民運動の実施について

昭和三十九年度の春季無火災運動は四月三日から四月九日までを前期とし四月十日から四月十六日までを後期として全県一円に運動を展開することになりました。

本年はすでに秋田県に於いて二月末現在の火災件数九五件(昨年同期六四件)殊に火災による死者は一二名(昨年同期一名)と著しく増加して居ります。これからは定期的に火災の多発期を迎えるにあり町民の火災に対する関心と認識を深めるため無火災運動を実施することになりましたので町民各位の御協力をお願い致します。特に町民の皆さんに御注意と御協力を戴きたい事項は次のとおりであります。

- 一、子供の弄火の防止として各家庭におけるマッチ等の始末を完全にして下さい。又子供の弄火防止に近隣など一般の協力体制を図るようにすること。
- 二、一般車両用及び農業用(耕運

自衛官の募集

四月一日から六月三十日まで第一次自衛隊志願者を募集することになりましたから応募して下さい。試験科目は中学校卒業程度の学力で数学、社会、身体検査および口述試験であります。

機、発動機等)のガソリン、石油、軽油類がドラム缶のまま屋外に放置されているのは消防法令に違反するばかりではなく大変危険なことであるから十分に取扱に注意して下さい。

三、出火の際の早期発見と消防機関へ迅速な通報は非常に大切であつてこれが火災損害に大きく影響しているので火災発見の場合は消防機関へ迅速な通報をお願いします。

39年度交通道徳高揚の県民運動について

一、重点推進事項

- (1)学童幼児の交通事故防止
幼児の一人歩き路上遊びをさせないこと。車両は幼児が歩いているときは徐行または一時停車するようにすること。
 - (2)酒のみ運転の防止
運転者は酒をのんだら絶対に運転しないこと。酒をのまなければならぬときは車をもつていかならないこと。運転中の者に対しては絶対に酒をすすめないよう
 - (3)踏切安全通行並びに鉄道線路内通行の防止
踏切では一旦停車して安全を確認すること歩行者も踏切で一旦止まつて安全を確認すること及び鉄道線路内を通行しないこと
 - (4)道路交通の秩序の確立
道路の横断交差点および踏切を通行するときは左右に注意し安全を確認すること。亦道路上に物体を放置して不法な使用をしないこと。
- 毎月一日を交通安全日と定め交通道徳の高揚につとめること。

ご結婚



二月中に婚姻届のあつた方

- | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 琴二 | 羽北 | 二秋 | 追道 | 天秋 | 鷹下 | 大下 | 秋上 | 上秋 | 茨二 | 井大 | 五二 | 天二 | 天中 | 栃塩 | 天五 | 東天 |
| 浜海 | 田濱 | 田濱 | 村西 | 市王 | 町戸 | 崎戸 | 市緑 | 市戸 | 市城 | 村崎 | 目田 | 王王 | 立木 | 口越 | 王目 | 都王 |
| 村田 | 立道 | 田市 | 村西 | 市王 | 町戸 | 崎戸 | 市緑 | 市戸 | 市城 | 村崎 | 目田 | 王王 | 立木 | 口越 | 王目 | 都王 |

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|----|----|-----|-----|----|-----|----|
| 児玉 | 佐々木 | 安野 | 藤原 | 大島 | 高沢 | 石川 | 島山 | 長崎 | 佐々木 | 三浦 | 加賀 | 佐藤 | 古山 | 箕川 | 山口 | 武田 | 三浦 | 石井 | 船山 | 戸田 | 菅生 | 岡田 | 米谷 | 鈴木 | 鎌田 | 八柳 | 内田 | |
| トモエ | アツ子 | マサ | マサ | 市郎 | 清江 | 美枝 | 栄子 | 木蔵 | テル | 勇 | 子 | 太郎 | カヨ | 清 | 通子 | スナ | マサ子 | マサ子 | マサ子 | ミツ | 誠一郎 | 京子 | 弘子 | 五之助 | 真寿美 | 正男 | 千恵子 | 繁雄 |

申請があつたもの 原案可決
議案第二十四号 昭和三十九年度
天王町一般会計予算
議案第二十五号 昭和三十九年度
天王町簡易水道特別会計予算
議案第二十六号 昭和三十九年度
天王町国民健康保険特別会計予
算

以上予算書は全部原案可決、
この概要は決算と共に別途掲載
議案第二十七号 天王町町税賦課
徴収条例の一部改正について
これは昭和三十九年度分の固
定資産税に限り第一期の納期を
四月一日から同月三十日にある
を七月一日から同月三十日に改
めたもの
議案第二十八号 天王町立幼稚園
保育料徴収条例制定について
月額千円以内で毎月末までに
その月分を納付しなければなら
ない。又途中退園入園した場合
はその月分を徴収する。全月に
わたつて休園した場合は徴収し
ないというよう内容です。

議案第二十九号 昭和三十八年度
失業対策事業費特別会計予算
追加更正予算について
追加額八五〇円で償還金の追
加です。予算累計額約五百三十
四万円となりました。原案可決
議案第三十号 役場庁舎新築設計
委託について
秋田市の小畑勇設計事務所
に金百万円以内(消防車庫を含め)
で随意契約しようとするもの。
以上案件を審議可決して三月
二十六日閉会いたしました。

稲育苗について

一、種籾の消毒

稲熱病、胡麻葉枯病、馬鹿苗病
苗腐病に対しては有機水銀剤が効
果的であります。
その使用法は次のとおりです。

浸漬時間	薬剤及び濃度 (水10ℓ当り)
12〜24時間	ウスブルン錠五錠 メル錠二・五錠 ウズブルン十錠
6〜12時間	リオゲン錠十錠 リオゲン錠五錠
4〜8時間	ルベロン錠五錠 トアロン五・五錠

この他、使用書に従つてよく処理
して下さい。誤りますと薬害をお
こします。

薬剤は溶液にしてから二回まづ
使用出来ます。消毒後は水洗いせ
ず催芽して下さい。

二、畑苗代の床作り

土壌は酸性の方がよいので、炭
カル、木灰などのような肥料は使
用しないこと。肥料を施す場合は
三分の二を全層に施して良くかき
まぜ残りの三分の一は表層に施し
て熊手のようなものでかきまぜる
と全量を一回にやるよりも土と均
等に混ります。

三、苗代の肥料

坪当り硫酸百匁から百二十匁、

過燐酸石灰百五十匁から二百匁、
硫酸カリ四十匁から五十匁、珪カ
ル三十匁を基準として施します。

四、苗代の水、温度、光の管理

水は発芽するまでかける必要
がないよう種まき前に十分かける
こと、発芽後も根の発育をよくす
るため葉が巻くようになるまでか
けず巻いたら十分かけ又巻くまで
かけないこと。
温度は、種まき後発芽するいま
でビニールを密閉して出来るだけ
高くなります。とくにこの間霜のお
りるような夜間はビニールの上を
更にコモ等で保温して下さい。発
芽する以後本葉三枚位まで床内温
度を二十五度以上にしないよう晴
れた日は、ビニールのすそを上げま
す(初めは少し次第に大きくあげ
る)田植前十日頃から日中はビニ
ールを全部あげ一週間前からは
夜間霜の心配のないときは昼夜と
も全開しておくこと。

光は種まきから発芽するいまで
は必要としないので保温だけに気
をつけ発芽する頃から田植までは
出来だけ多くあけるようにする。

五、除草剤の使い方

坪当りスタム乳剤三・五五匁を
水一合三勺にとかして散布します
薬価は(三五%)千匁で千四拾円
位です。

六、苗稲熱病の防除

苗代期間の高温、苗代設置場所

の悪環境、ビニールの被覆管理、
原播、多肥、カン水過多等が発病
の原因です。
防除はグライスマ水和剤千倍液
を坪当り五四ℓ散布すること。
特に予防散布は五月上旬田植前
に行つて下さい。

繁殖豚及び離乳

仔豚の飼い方

〔繁殖豚〕

- (1) 飼料は良質のものを十分与えて
良い発育をはかる。
- (2) カルシウム等の無機物を与え青
草類は常に給与する。
- (3) 運動、日光浴をかまさず、筋骨
を発育させ体質を強健にして肢
脚を丈夫にする。
- (4) 豚舎は散わらわすくして、広
く、舎内の乾燥と衛生に注意す
る。

〔種付〕

初回の種付時期 生後十ヶ月
体重二〇kg

初回の種付が早すぎると、豚の
発育がとまり、体重が少なく能
力の低い豚となり長く繁殖に用
いることができない。又生まれ
る仔豚が少く育ち方もよくない

〔種付の適期〕

豚の発情期間―平均二十一日
(経産はやや長い)

- 外陰部の腫張期間―発情前期二
- ・七日、発情期(雄許容期)二
- ・五日、発情後期一・八日、経

産はやや長く、未經産はやや短
い、種付発情期(雄許容期)開
始以後十〜二十五時間が標準で
ある。

〔分娩〕

妊娠期間は一四日内外、分娩
の徴候は、おちつきがなく、食
慾がへる、乳房がはつてしぼる
と乳がにじむ、散わらを集める
分娩の準備としては、豚房を清
掃、へだて木を設ける、取り上
げ箱(保温箱)、ポロ布、はか
り、寒い時期の保温準備をする
こと、これは温タンポでもよい

〔哺乳〕

圧乳を防止して、仔豚がつく乳
頭をきめてやる。参考のため六
十日間の一日平均哺乳回数は二
十二回で昼一・四回、夜一〇
・七回で、母豚一日当平均泌乳
量は最高一・〇三kg、最低〇・
二九kg、平均〇・六二kg、一乳
期(六〇日)総泌乳量三七・二二
kgであります。

〔哺乳仔豚の扱い方〕

えさ付け、生後二〇日前後に
行う。この飼料は、蛋白質が多く
消化良く味のよいもので、少量
ずつ回数を多くして与え早くえ
さになれさせる。運動、日光に
あて、貧血予防に土を食わせる
離乳は少くとも四十五日以上哺
乳してからとし、体重十一キロ
以上飼食いが十分になつてから
すること。

馬鈴薯の作り方

馬鈴薯は温度の低いところで育
つ作物ですので収穫が遅くなり
ますと温度の高い八月になるので
種付時期は四月上旬にして下さい
種薯は十五匁以上のものを用い
ます。もしきつて用いる場合は長
くおかないですぐ種付して下さい
長くなるとう量は少くなります。
又切口には灰をつけないで下さい
これは切口より雑草が入ること
があるので無益有害です。
覆土は厚くすると初期の生育が
おくれますので二〜三寸にする。

畦巾は二・五尺、株間は一尺位
肥料はチソソを多くすると疫病
の発生を多くしますのでリンサ
ソを多くします。そうしますと大
薯の率が高くなります。
反当施肥量はチソソ分三〜三・
五匁、リンサソ分二〜二・五匁、
カリ分二、五〜三匁を基準としま
す。

税金の納期限

軽自動車税 全期
国民健康保険税 一期

四月三十日

納税に御協力下さい